

- すなわち、両国とも担税力調整機能を人的控除に求めておらず、高い税率(最低税率でも平均して30%以上)と相まって、別途、給付を主体とする社会保障制度を構築している。

(2) 社会保障給付の課税関係

① 両国とも社会保障給付は基本的に課税所得となっている。

- 課税所得となる範囲は、両国間で若干異なる。

(スウェーデン)

- 非課税給付は、a)生活保護手当(ミーンズテストあり)のほか、b)長期間、障害又は病気の子供の面倒を見ている者に支払われる特別付加金と、c)片親若しくは両親を亡くした子供に支払われる給付金などである。
- 最低保証年金(ミーンズテストなし)は課税所得となる(支給額は生活保護手当より多い)。

(デンマーク)

- 1994年に「全ての収入は課税する(Uniform tax system)」という方針が決定され、一切の収入は課税所得とされた。従って、生活保護手当、国民年金給付、失業手当などは全て課税対象となる。

② 両国とも従来は非課税所得扱いしていた給付を課税所得扱いに変更してきているが、その理由としては次が説明される(なお、課税対象となると同時に給付水準も引き上げられており、実質的な手取りは殆ど変わっていない)。

- 国民側に、これらの給付も収入であるという意識を高めようとしたため。実際、国民側から見ればこれらの給付は他の収入と変わらないものであり、納税者として社会に参画する意識を高めることとなる。
- 執行側から見れば、a)他の収入と合わせて一律に課税を行うことで、納税者間の比較が容易となった、b)収入の内容別に特別扱いすることが不要となり、統一的で簡素化されたシステムとなった、との反応であった。

(3) その他

両国では、少子高齢社会に向けた対応として、何れの政府とも就労促進策を講じることが課題となっており、それに関連して次のような説明があった。

- 高齢化による労働力人口の減少等を踏まえ、政府は政策的に女性を就労させようとしており、就労抑制効果のある措置は見直している(配偶者控除などは採用していない)。
- デンマークの現政権は就労促進のための税額控除制度(2.5%、上限 6,800kr)の創設を提案しており、成立する見込み。これは、現在は失業手当受給者が収入を得るとその分手当が減額される仕組みであるため、就労意欲が増さないという批判に応えたもので、失業手当や年金給付には適用せず、働いて得た収入にのみ適用を認めて優遇することにより、就業率の向上を狙うものである。

2. 年金制度及びその課税について

(1) スウェーデン

① 制度概要

スウェーデンの年金制度は、旧制度は日本と同様、1階部分は基礎年金(一般財源)、2階部分は報酬比例年金(社会保険料)に分かれた制度であったが、高齢化の進展と年金財政悪化等により、99年に抜本的な制度改革を実施した。新制度では、報酬比例年金のみの1階建てとし、

低所得者には一般財源により補足的な(所得の増加に応じて減額する)最低保証年金を支給する。新制度への移行は20年かけて実施される。なお、公的年金制度以外では、企業年金制度(職種別、企業別)と個人年金制度が整備されている。

② 改革の主なポイント

- 新制度による報酬比例年金の保険料率18.5%のうち、16%が賦課部分、2.5%が積立部分で運用されるが、賦課部分は「概念上の拠出建て」という考え方を導入することで、給付と負担の対応を明確化する。すなわち、実際は賦課方式での財政運営が行われるが、自己拠出の保険料があたかも市場で運用されたかのように個人別に年金資産が管理される仕組みとしている。なお、その際には「見なし運用利回り」が用いられることとなる。
- 新年金制度が出生率の低下等により財政危機に陥ることを防ぐため、「自動財政均衡メカニズム」の導入により、一定の計算式に基づき、「みなし運用利回り」を修正していくことで、給付額を調整して財政悪化の危険性を自動的に回避するシステムを導入している。

③ 年金税制

- 報酬比例年金は、保険料拠出時は25%を所得控除し、更に75%が税額控除され、運用益は非課税、給付時は勤労所得として課税される。また、最低保証年金は給付時に勤労所得として課税されると説明された。
- 私的年金は、保険料拠出時は一定額までの所得控除、積立金の運用益には15%課税され、給付時は勤労所得として課税されるとの説明であった。

④ その他

- 1階部分は税方式としたまま、2階の報酬比例部分の見直しを行うプランも検討されたが、スウェーデンでは、報酬比例部分の割合をより高めることに意義があり、それにより制度趣旨が明確化されるという考えに立った。
- 高齢化(平均余命の伸長)と、旧制度に基づく支給を受ける者が残存することにより、今後、支給額割合の低下が見込まれる。解決策は、国民が長く働くことで年金生活入りすることを繰り下げることであり、政府にとって、いかに長く働いてもらえるかの政策が重要となっている。
- 報酬比例に基づく年金支給という考え方が徹底されており、例えば、年金受給者が再び収入を得た場合など、年金受給を停止して保険料の払いこみも可能としている。
- 新年金制度では、一定の育児期間における保険料負担を免除する仕組みを設けているが、これも女性の就労を促進させる方向の政策の一つと言える。

(2) デンマーク

① 制度概要

デンマークの年金制度は、公的年金のうち国民年金は完全な税方式で運営されている。

- a) 国民年金:年間約10万krが支給される。
- b) 労働市場貢献年金(ATP):従業員が全員拠出を行う積立方式の年金。拠出金額はグロスの給与総額の8%で、一定額が支給される。
- c) 特別年金貯蓄(SP):ATPと同じく、従業員が全員拠出を行う積立方式の年金。拠出金額はグロスの給与総額の1%で、自己拠出分が支給される仕組み(完全積立方式)となっている。

一方、公的年金以外には次のものがある。

- d) 労働市場年金:積立方式の年金で、労使協定によって、労使の負担割合(通常は1:2)や拠出額が決定される。
- e) 個人年金:100%個人負担の積立年金。

② 年金税制その他

- 公的年金給付は勤労所得として課税される。
- 労働市場年金や個人年金については、当局者の説明によると、保険料拠出は全額所得控除され、積立金の運用益には15%課税され、給付時は受給の仕方によって課税方法が異なる。通常は勤労所得として課税されるが、一括して受給する場合、例えば、中間税率の計算で一部控除が認められ40%で課税されることとなる。私的年金課税は通常の貯蓄と比べれば優遇されていると言える。
- なお、労働市場年金や個人年金については、労使からの拠出額に対して8%の労働市場貢献税が課されることとなっている。

3. 二元的所得税について

(1) 二元的所得税の意味

① 導入の背景

80年代後半から90年代前半にかけて、スウェーデン及びデンマーク両国で二元的所得税が導入された背景には、次の事情があった。

- 高インフレの進行:もともと総合課税であり、かつ、従来から帰属家賃課税(若しくは類似の課税)も存在していた両国では支払利子控除が認められており、高インフレで利子率が上昇し、資本所得は大幅なマイナスとなった。
- キャピタルフライトの発生: 税収確保のために限界税率を引き上げざるを得ず、特に小規模開放経済であることも相まって国際的な資本逃避が生じた。
- 租税回避行為: 同時に、所得間での税率格差を利用した租税回避行為が生じた。

② 理念形

二元的所得税の理念形としては、a) 勤労所得と資本所得を分離する、b) 勤労所得は累進税率とし資本所得には低い比例税率とする、c) 資本所得内での損益通算を可能とする、d) 法人税率、資本所得の比例税率、勤労所得の最低税率を均一とする、という形が一般的な認識である。

- スウェーデン及びデンマーク両国では、現在では上記の理念形は達成されていない。
- 他方、上記a)～d)の本旨は、①で見たとおり、マイナスの資本所得をいかに制限するか、資本逃避を制限しうるか、商品間の中立性をいかに確保するか、租税回避行為をいかに制限できるかという問題であることにも留意する必要がある。すなわち、二元的所得税の本質は、上記の理念形の実現そのものよりも、とりわけ支払利子控除を如何に効果的に制限するかに重きが置かれた、「实际的(pragmatic)な税制」であることのであった。
- なお、両国に共通して、資本所得に高い限界税率を課すことは困難との認識から、低い均一税率を実現するため、二元的所得税導入の際には、多くの税額控除措置や減価計算、土地譲渡益等に関する特例措置などが廃止されており、重要な点であるとの説明があった。